

## 利根町教育委員会定例会会議録

令和4年6月29日 午後2時00分開会

### 1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐藤 忠信 君
委 員	石井 豊 君
委 員	長岡 純子 君
委 員	巻 島 久 君

### 1. 欠席委員

な し

### 1. 出席事務局職員

学校教育課長	中村 寛之 君
指導課長	丹 晴 幸 君
生涯学習課長	桜井 保夫 君
生涯学習課長補佐	古山 栄一 君
学校教育課長補佐	久野 俊秀 君
学校教育課主任	眞 仲 幸 穂 君

### 1. 議事日程

#### 議 事 日 程

令和4年6月29日（水曜日）

午後2時00分開会

- 日程第1 報告第17号 利根町教育委員会職員人事異動の報告について  
報告第18号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和4年5月分）  
報告第19号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第3号）教育関係予算の意見の申出に係る専決処分について
- 日程第2 議案第32号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の一部改正について  
議案第33号 利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定について

- 議案第 34 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について
- 議案第 35 号 利根町自然副読本編集委員会設置要綱の制定について
- 議案第 36 号 利根町自然副読本編集委員会委員の委嘱について

日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 17 号 利根町教育委員会職員人事異動の報告について
- 報告第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 5 月分）
- 報告第 19 号 令和 4 年度利根町一般会計補正予算（第 3 号）教育関係予算の意見の申出に係る専決処分について
- 日程第 2 議案第 32 号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の一部改正について
- 議案第 33 号 利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定について
- 議案第 34 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について
- 議案第 35 号 利根町自然副読本編集委員会設置要綱の制定について
- 議案第 36 号 利根町自然副読本編集委員会委員の委嘱について

日程第 3 その他

---

午後 2 時 00 分開会

○教育長（海老澤 勤君） 学校訪問に続きまして、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより令和 4 年 6 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日ご審議いただく議案は、専決処分を含む報告 3 件、議案 5 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 17 号 利根町教育委員会職員人事異動の報告について及び議案第 36 号 利根町自然副読本編集委員会委員の委嘱につきましても、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、報告第 17 号及び議案第 36 号を非公開といたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1, 報告第 17 号 利根町教育委員会職員人事異動の報告についてを議題といたします。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、異議なしと認め、報告第 17 号 利根町教育委員会職員人事異動の報告についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 5 月分）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 報告第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 5 月分）について説明いたします。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により報告するもので、1 件の申請があり承認をしたものでございます。

別紙をご覧ください。

利根町水彩同好会から申請があり、6 月 12 日から 6 月 19 日の期間、水彩画愛好家が作成した作品を展示することにより、芸術、文化の振興及び普及を図るため、展示会を開催したものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 異議なしと認めます。

それでは、報告第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 4 年 5 月分）につきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 19 号 令和 4 年度利根町一般会計補正予算（第 3 号）教育関係予算の意見の申出に係る専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、報告第 19 号 令和 4 年度利根町一般会計補正予算（第 3 号）教育関係予算の意見の申出に係る専決処分についてご説明いたします。

利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月 16 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものでございます。

1 ページの歳入につきましてご説明いたします。1 ページをお願いいたします。

款 20、諸収入、項 4、雑入、目 3、雑入、節 5、学校給食費は 1,030 万 4,000 円を減額するもので、小中学校の児童生徒の 1 月から 3 月の 3 か月分の給食費を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応するため減額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。2ページをお願いいたします。

款9, 教育費, 項1, 教育総務費, 目2, 事務局費, 節18, 負・補・交, 学校給食費補助金は79万3,000円を増額するもので、町外学校に就学する児童生徒や給食の提供を受けていない児童生徒へ、町内児童生徒の減免と同額を助成するものです。

款9, 教育費, 項2, 小学校費, 目1, 学校管理費, 小学校施設管理事業, 節14, 工事請負費は130万円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、老朽化している布川小学校の保健室の空調を空気清浄機能付きの空調設備更新工事を行い、子供たちが安全・安心な学校生活を過ごせるよう環境改善を図るものです。

款9, 教育費, 項3, 中学校費, 目1, 学校管理費, 中学校施設管理事業, 節14, 工事請負費は、小学校費と同様で更新工事を行うため130万円を増額するものです。

学校教育課の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 続けて生涯学習課長をお願いします。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 続きまして生涯学習管轄ですが、3ページになります。

款9, 教育費, 項4, 社会教育費, 目8, 図書館費は118万7,000円を増額するもので、一つ目の事業といたしまして、図書館管理・運営事業は48万3,000円を増額するものです。

今年度、図書館空調設備改修工事を実施するに当たり、工事期間中、利用者の皆様の安全確保の観点から、全館休館をする予定でございます。

休館の期間につきましては、8月から6か月程度と考えております。長期にわたる休館となりますので、臨時窓口を開設し、新着本や雑誌などを中心に、予約本の貸出し・返却などを行い、できる限りの住民サービスを円滑に実施するための必要経費として計上いたしました。この臨時窓口は、利根町文化センター内の児童室に開設いたします。

節10, 需用費消耗品費3万円につきましては、LANケーブルについての費用でございます。

節11, 通信運搬費16万7,000円につきましては、図書館システムが利用できるよう、専用光回線導入費及び回線・プロバイダの接続利用料と、全館休館することで、現在図書館2階にある適応指導教室を役場会議室で実施するために、教室の直通電話を図書館から移設するための費用を計上しております。

節12, 委託料28万6,000円は、図書館システムを文化センターへ移設するための移設設定業務委託費でございます。

次に、図書館管理・運営事業（コロナ交付金）は、70万4,000円を増額するものです。この事業は令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の採択事業で、読書活動パワーアップ事業として、今後の新型コロナウイルス感染症拡大時の外出自粛生活に備え、利用者の在宅時間をより充実した環境にするため、節17, 備品購入費としてDVD50枚購入する70万4,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 図書館2階のコワーキングスペースとして貸し出していると思いますが、そこも使えなくなりますか。

○教育長（海老澤 勤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） コワーキングスペースにつきましては、場所は図書館でありますけれども、担当は政策企画課になります。ただ、そちらもやはり使えなくなるということなので、今度、生涯学習センターのトイレの前辺りにコワーキングスペースを作って、その後もその場所をコワーキングスペースにするような形で進めているようです。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） その他いかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、報告第19号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第3号）教育関係予算の意見の申出に係る専決処分についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第2、議案第32号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第32号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の一部を改めたいので、利根町教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を得るため提案するものでございます。

議案第32号の参考資料の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

左側、現行の第5条中「令和3年7月30日」を右側、改正案で「令和4年7月29日」に改めるものです。

こちらにつきましては、令和4年6月から令和5年3月までの給食費相当分を私立や特別支援学校等の町外学校に就学する児童生徒や給食の提供を受けていない児童生徒の保護者に対し、町内児童生徒の減免と同額を補助するためのものでございます。

附則といたしまして、第1項につきましては、この規則は、公布の日から施行し、改正後の利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則は、令和4年5月20日から施行する。

第2項としまして、利根町学校給食費条例施行規則を次のように改正する。附則第4項中「令和3年7月から令和3年12月」を「令和4年6月から令和5年3月」に改める。

第3項につきましては、第5条の規定による補助金の申請に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができるものでございます。

次に、2ページをお願いします。

様式第2号中「利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者相当額補助金交付要綱」を「利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則」に改めるものでございます。

次に、利根町学校給食条例施行規則新旧対照表をお願いします。

現行の附則第4項中「令和3年7月から令和3年12月まで」を改正案で「令和4年6月から令和5年3月まで」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） これは、令和3年に制定されたものを今年度用に改正したというのですが、新規制定でなくて問題はないんですか。

○教育長（海老澤 勤君） 中村課長。

○学校教育課長（中村寛之君） これに関しては、総務課の担当者と相談しまして、一部改正のほうがいいだろうということで、このように改正させていただきました。

○委員（佐藤忠信君） 今年度用に改正したということですね。

○学校教育課長（中村寛之君） これにつきましては、今後もしもまたあれば、このような形で随時改正という形になると思います。

○委員（佐藤忠信君） その場合は、全面改正という形で新たに作ってもいいかなと思ったのですが。

○学校教育課長（中村寛之君） そうですね。そういう方法もありますね。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第32号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第33号 利根町スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、古山補佐から説明を行います。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） よろしくお願いいたします。

それでは、提案理由でございますが、利根町を代表として全国大会等に出場する団体及び個人に対し、利根町スポーツ大会出場奨励金を交付したいために提案するものでございます。

1枚目をおめくりください。

第1条の趣旨でございますが、町民のスポーツ振興及び生涯スポーツの振興、競技意欲の向上を図るため、この要綱は、提案理由で説明いたしましたとおり、目的としまして、利根町を代表として全国大会等に出場する団体及び個人に対して、利根町スポーツ奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条につきましては、奨励金の交付の対象となる大会について定めております。

第3条でございますが、こちらも差し替えの内容になっておりまして、括弧して交付対象者というのを入れさせていただいております。交付対象者として追加させていただきまして、第3条、第1項、第1号から第4号では、奨励金交付の対象となる団体及び個人について定めております。

また、第2項では、奨励金交付に当たりまして、交付の対象としない大会について、こちらも団体及び個人について定めております。

第4条では、奨励金の額として、団体及び個人の交付額について定めております。

2枚目を併せておめくりいただいて、第5条でございます。第1項から第3項まででは、奨励金交付の限度額について団体及び個人についての要件を定めております。

第6条、第1項から第3項まで奨励金の交付申請についての団体及び個人が提出する申請書類、申請者について定めております。

第7条、第1項から第2項までにつきましては、奨励金交付の決定等について申請があった際の内容の審査及び交付決定通知書について定めております。

続きまして、3枚目も併せておめくりいただいて、第8条でございます。こちらにつきましては、出場報告について、第9条では、交付決定の取り消しについて、第10条では、奨励金の返還についてを、そして第11条には補足について定めております。

4枚目からは、様式関係でございます。様式第1号、第6条関係では、交付申請書及び大会出場名簿の様式。様式第2号では、第7条関係の交付決定通知書の様式。様式第3号では、第8条関係の大会出場報告書の様式となっております。

告示につきましては、公表の日から施行するものとしております。

説明は以上になります。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） この交付金は、町長名義ということは、教育委員会が請け負って事

務を担当するような感じでしょうか。あと、総括的にこれは、いわば子どもじゃなくても、大人でも対象になるということですよ。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） はい。

○委員（佐藤忠信君） 一応、ここに1ページ目の趣旨の2行目、利根町を代表して全国大会等に出場するとありますが、この「等」というのは、全国大会以外に、何か想定している大会はありますか。

○生涯学習課長（桜井保夫君） あくまでも全国大会以上の大会ということです。

○委員（佐藤忠信君） 全国大会、アジア大会、世界大会。

○生涯学習課長（桜井保夫君） そういうことです。それがあるので、全国大会より大きな大会に申請した場合のことも考えております。オリンピックとかもありますから。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにありますか。

長岡委員。

○委員（長岡純子君） 私は、初めて聞いたような気がするのですが、前から奨励金の話はあったのですか。

○教育長（海老澤 勤君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 実は、ゲートボールを町内でやられている方が予選を勝ち抜きまして、国体と、ねりんピックに出るということになりました。国体に限っては、茨城県の選抜チームの中に利根町のゲートボールの人が入って、合同チームとして出場します。

その時に、ほかの地域の人が、奨励金が自分たちの市で貰えるから、利根町で聞いてみればという話になったそうですが、うちのほうにはそういうのが一切なく、近隣市町村を調べましたら、どこも生涯学習課管轄で持っていたので、これを機に利根町もつくりましょうということになりまして、新たにつくったものになります。

○委員（長岡純子君） 初めて聞いたので、どういう意図でやったのかなと思ってお聞きしました。中学生も対象になりますか。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 中体連については、対象になりません。

○委員（長岡純子君） そうなのですね。例えば、ウェルネススポーツ大学の学生たちでも、奨励金が出るのですか。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 第3条のほうですね。交付対象者が書いておりまして、こちらに書いている対象の方につきましては、該当になっております。

○委員（長岡純子君） 分かりました。

○委員（石井 豊君） これは予選を勝ち抜いていかないと駄目だということですよ。

○生涯学習課長（桜井保夫君） あくまでも予選を勝ち抜いて全国大会に町の代表として出場する場合です。

○委員（長岡純子君） そうなのですね。これは励みになりますね、分かりました。



- 教育長（海老澤 勤君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤忠信君） あと、今出た中の長岡委員の回答で、ウェルネス大学の生徒は、対象になるということでいいのですか。
- 生涯学習課長補佐（古山栄一君） なりますね。
- 委員（佐藤忠信君） それに関連することで、今の対象者のところで、(4)の町内に活動拠点とする団体であって、選手の数が5人以上のもの。これ団体に出すということですよ。
- 生涯学習課長補佐（古山栄一君） そうです。
- 委員（佐藤忠信君） 団体を5人とした理由はなんですか。
- 生涯学習課長補佐（古山栄一君） 近隣市町村の交付要綱を調べたところ、大体5人以上だったので、そちらを参考にして作成しました。
- 委員（佐藤忠信君） 前はいっぱいいたけれども、みんな辞めてしまって3人しかいない場合は対象にならないということですね。
- 生涯学習課長補佐（古山栄一君） そうすると個人の方で対象になります。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） 1人2万円なので、5人だと10万円になります。団体の10万というのは、10万以上は出ないという意味も含まれています。
- 委員（佐藤忠信君） 分かりました。
- 教育長（海老澤 勤君） 私からも一つ聞きたいのですが、日本中学校体育連盟主催の大会に出場するときは、なぜ駄目なんですか。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） 近隣全部、全国で統一されているので、合わせて作成しました。
- 教育長（海老澤 勤君） 今回、生涯学習課でこういう要綱をつくるにあたって、近隣を参考にするのはいいけれども、やっぱり裏づけというか、その理由がはっきりしないままに上がってくるというのは、いかがなものかと思います。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） 中体連の大会に出場するときの該当については、もう一回精査してみます。
- 教育長（海老澤 勤君） そうですね。
- 委員（佐藤忠信君） ちなみに、高体連とか、いろいろなところの所属団体もあると思うんですけども。利根町在住であっても、そこはまた別な考え方ということですか。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） 町を代表するという条件に入ってくるので。
- 委員（佐藤忠信君） 高体連は、高校だから関係ないということですね。中学校は町の所属だから、対象にはなるんじゃないかというけれども、大体よその市町村では対象になっていないという話ですね。
- 教育長（海老澤 勤君） 例えば、高校野球部で、藤代高校が甲子園行くと、その1人の選手が利根町出身だという場合、個人として出ますか。
- 委員（石井 豊君） 趣旨に関すると、利根町を代表としてとなっちゃっているんで、た

またま利根町の選手だけれども、利根町の代表で行っているわけじゃないからという解釈にもなっちゃうと思うんですよ。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 逆から言えば、利根町を代表してそのチームに入っているということですよ。

○委員（石井 豊君） 捉え方の問題だね。だから、さっきのゲートボール大会も混合で行った場合、果たしてそれが利根町の代表、たまたま利根町在住だから2万円という形であれば、教育長が言ったように、ほかの学校でも利根町在住であれば該当になるんじゃないか。その解釈でいえば、なるかと思うんですけども。

○学校教育課長（中村寛之君） 個人の種目だったら関係ないけれども、野球の大会で1人が利根町の人がいたとしても、多分駄目だという解釈じゃないかなと俺は思っていますけれども。ウェルネス大学は利根町にあるからいいということ。

○委員（石井 豊君） あと、さっきゲートボールで1人の選手が対象になると言ったんですけども、その考えでいけば、利根町の代表じゃなくなっちゃうんじゃないのかなと。

○学校教育課長（中村寛之君） そう思います。そういう解釈になるかと。

○委員（石井 豊君） ゲートボールでは5人いたら、例えば1人利根町で2万円出すと。ほかの市町村が何万もらえるか分からないんですけども、混合チームで行った場合は、補欠とか監督とか入れれば人数が多くなっちゃうので、トータル10万以上になっちゃうのかなと。その辺のところも、この利根町を代表としてという解釈がどうなるかなというところなんです。

○委員（巻島 久君） あと、この一番最初の第1条のところに、「全国大会に」じゃなくて、「全国大会等」って入っていますよね。「等」っていうのは、例えばその1個下の関東大会も適用されるんですか。中体連のことを考えると、全国行く前に関東大会に行きますので、この「等」というのは、そういうのも含まれるということですか。

○生涯学習課長（桜井保夫君） こちらで理解している意味としては、関東大会は入っていないという解釈でつくっております。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 学生の場合じゃなくて、大人の場合を考えますと、旅費とかかかる。それを少しでも援助するという意味でもあるんです。

この間、国体に出るゲートボールの方も言っていましたけれども、そろいの県のユニフォーム作って、ここに泊まりなさいとかいうと、1人10万ぐらい取られるらしいんですよ。旅費も含めるとですけども。だから、幾らでも補助があると助かるみたいな話でした。

○委員（石井 豊君） 県の代表であれば、県の補助金要綱もあるんじゃないのかなと思うんですけども。

○生涯学習課長（桜井保夫君） あくまでも自分のところの市町村でもらってくれということです。

県の代表として行くので、この服を1セット買って、ホテルはここに泊まって、交通機関はというふうにプランは用意してくれるけれども、みんな個人負担だから、お金が結構かか

るそうです。

○委員（石井 豊君） お金の面倒見ないんだったら、何でそこを用意するのという話になっちゃいますよね。

○生涯学習課長（桜井保夫君） だから、それでも出たい人は出てくださいみたいな話。だから、お金掛かって大変ですよって来た人が言って、私も聞いてびっくりしました。

○委員（石井 豊君） あと、もう一つ、例えば1人につき2万円となっていた場合、これゲートボールで2万円ですけれども、全国大会でたまたま会場が持ち回りで茨城県だったとした場合に、旅費がそこまでかからないじゃないですか。そうすると、仮に上限1万ならば、1万円浮いちゃうわけですよ。その辺のところも押さえたほうがいいんじゃないかなと思います。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 交通費じゃなくて奨励金なので、あくまでも。

実際のところまだ支給がゼロで、事例がまだないので、やっぱりそういう質問されているようなものについても、ほかの市町村にも事例を聞いてみたいと思います。

○委員（巻島 久君） でも、これあると助かりますよね。

例えば中学校の子どもが、例えば関東とか全国行ったときに、学校で出してくれるのは保護者から集めたお金の中から、助成金としてほんのちょっとしか出ないぐらいなんです。

大会でいい成績を出すために、朝一番の電車で行って、受付を通して大会でいい成績出そうなんて人はなくて、大体前泊して、体調を整えて参加するというのが普通ですから。報奨金として2万円ぐらいは妥当かなとは思いますが。現状として、個人負担が原則になっているので、それを少しでも援助するという意味であつたら助かるなと思います。

それで、該当するかどうかは、さっき言ったように事例をいっぱい集めた中で、変えたほうがいいのであれば変えればよいと思います。

○教育長（海老澤 勤君） 佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） ウェルネススポーツ大学は、多分大学を代表していくので、利根町を代表するという意味では、そこは対象にならないような気がするんですが、その、線引きははっきりしたほうがいいのかなと。

○教育長（海老澤 勤君） 多くの市町村でこういう要綱があるということは、それなりの理由があると思うので、その理由を確認してください。次回の教育委員会で、今日出席した方々に報告、その理由を伝えてほしいと思います。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（桜井保夫君） 今、質問を受けたようなことをいろいろ精査して、また新たに直しまして、それで来月にもう一度、議案のほうに入れさせてもらいたいと思います。

○教育長（海老澤 勤君） よろしく願いいたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第34号 利根町運動部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○指導課長（丹 晴幸君） 議案第 34 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、運動部活動の地域移行を推進する上で必要な事項を検討するため、利根町運動部活動地域移行検討委員会を設置したいので提案するものです。

1 枚おめくりください。

第 1 条の趣旨ですが、検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしております。

第 2 条は検討委員会の設置について、第 3 条は所掌事務について、第 4 条は委員の人数及び委嘱・任命等について定めております。

次のページをお開きください。

第 5 条は任期、第 6 条は委員謝礼、第 7 条は委員長・副委員長を置く旨とその役割を定めております。

第 8 条は会議の招集、採決、開催方法について、第 9 条は関係者の出席を求めることについて定めており、第 10 条は庶務が指導課であること、第 11 条は要綱に定めるもののほか、必要な事項を委員長が別に定めることができる旨を定めております。

附則として、この告示は公表の日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

石井委員。

○委員（石井 豊君） 4 条の第 2 項の中に、任命されるときに、学校教育課長や生涯課長等、教育の役場関係の方が載っているんですが、委員の謝礼 1,000 円となった場合、学校教育課長と生涯学習課長の報酬がどうなっているか教えていただきたいんですけども。

○教育長（海老澤 勤君） 指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 報酬が発生する方につきましては、(1) のスポーツに関する見識、経験を有する者ということで、ウェルネススポーツ大学の事務長様を充ててあります。さらに、スポーツ少年団体のほうの会長、それからスポーツ推進委員、スポーツ協会の委員長ですかね。

さらに、(2) です。町内中学校の保護者代表ということで、PTA の方を 3 名、今考えているところですので、合計 6 名の方に謝礼が発生させるという方向で考えております。

○委員（石井 豊君） そうしますと、その 6 名の方の話はありますけれども、役場関係の方、発生しない理由というのが、公務員だからということですか。

○指導課長（丹 晴幸君） そのとおりです。

○委員（石井 豊君） 兼職禁止という規定に基づいて、支払わないという解釈でよろしいですか。

○指導課長（丹 晴幸君） プラスして言わせていただければ、委嘱と任命ということでやっているので、今回、委嘱の人にその制限は発生して、任命の人には今、石井委員が言ってくれた公務員関係になってきますので、そちらには発生しないという考えです。

○委員（石井 豊君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） 佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 今の話ですが、この委員の謝礼第6条のところは、これだと、委員に謝礼金を全員に払うようなことになっているので、第6条第1項で委員には謝礼金を支払うことができるというふうなことで入れて、第2項に委員の謝礼金の枠を日額1,000円と入れれば、出さない人と出す人と分けられるような気がします。

これだと、全員に出すように見えるので、多分法律では決まっていると思うんですけども、他人が見たときに、この人は出せる、この人は出せないだろうというのが分かりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 中村課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 今回これを載せた理由としましては、今年については、県のほうから補助金として約180万もらって、その中で運営できるのですが、来年以降については、地域部活動については、やりたい方には個人負担を考えているところです。それで謝礼を委員さんに対しても1,000円ぐらいにしたいということで、今回、載せさせていただきました。

国のほうも、それに関してお金を出すということを表明してくれているんですけども、幾ら来るかって実際分からないので、なるべくお金がかからず、個人負担を少しでも軽減して地域移行したいなというところで、今回このように決めさせていただいた次第です。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） 巻島委員。

○委員（巻島 久君） 地域移行の全体の流れについて教えていただけますでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 今年度に関しては、県のこの地域移行推進に関するモデル地区に指定されていますので、調査研究機関として県の予算を使いながら1年間実施していきます。

国や県の方針としては、令和5年度から、5, 6, 7の3年間で土日・休日の部活動の移行の体制づくりをして、令和8年度から完全実施という形のスケジュールが今、示されているところなのです。

○委員（巻島 久君） 土日の休日の話で、平日の部活動は、まだ学校の教員に任せるということですか。

○教育長（海老澤 勤君） 平日の移行も含めてですが、利根町がどういうふう考えていくかはこれから決めていくところです。国の推進計画としては、3年かけて休日移行の体制づくりをするということです。

○委員（巻島 久君） 教員の手から全部離して、一般の方に移行すると。

○教育長（海老澤 勤君） 教員が実施する場合は兼職・兼業の届出を出して、町の教育委員会が認めた形で、教員という身分を離れ、学習塾の講師のように部活動の顧問として休日は働きますという形になるんです。

○委員（巻島 久君） 教員でも指導を続けたいと思っている人は、手続をすればできるんですね。

というのは、中学校の体育連盟みたいな組織を一般の人でもできるのか。全国大会とか関東大会とか、ああいうものがちゃんと開催できるのか。

ああいう組織は教員でつくっている組織だからできるんであって、一般の人に任せて、指導はできても、大会運営とかそういうのができるのかどうかということが課題になるんじゃないかと思います。

○指導課長（丹 晴幸君） 地域のスポーツ団体になってしまうと、中体連の大会には出られないというふうに今はなっているかと思います。

ただ、この辺りのことに関しても、この後、動きが変わってくる可能性はあるのかなと思っていて、今実際に中体連の中でも、地域のスポーツクラブが大会に参加している大会も既に実施されているかと思いますので、そういう動きがこの後どんどん出てくるのかなとは思っています。

もう一つ、働き方改革というのは、一つ大きな改革の柱にはなっていると思うんです。また、地域にスポーツ団体をつくっていくという、例えば小学校のスポーツ少年団へ、学校で行っていた運動をスポーツ少年団に持っていった動きを何となくイメージするのが、自分が一番近いのかなと思っているんですが。これを中学校のバージョンでも、そういうふうにしていく。

あと、経済的な部分でもその意味合いがあるということで。地域の中の事業者がこの地域スポーツを事務局として担っていくことで、例えば大会に参加していくためのバス代であるとか、旅費等に関する部分というのを、そういったものを旅行会社が請け負いながら新たな産業を創り出していくなんていう部分も、この柱の中にはあるんです。

○委員（巻島 久君） 流れがある程度、教員でもよく分かっていないじゃないかと思うんですけれども。

例えば極端なことを言うと、中学校は保護者を対象に部活動後援会と称してお金を集めて、そのお金の中から、関東とか全国行くときに、その部活にある程度援助してやるみたいなことでやっていると思うんですけれども。

今度、PTAを取り巻くそういうお金の問題も少しずつ削減して行って、地域の方にお任せするような流れになっていくと。

しかし、人口の少ない地域は競技種目も絞られて、自分のやりたいスポーツは他の市町村や他県に行ってやるようなことも考えなくちゃならないと思うんです。

これ、なかなか難しい問題がいっぱいあって。地域移行した競技ほどいろいろな問題が出

て、全国大会をなくそうみたいな方向になっていたりしているので、確認したいなと思って。

課長さんの説明である程度のことはよく分かったんですけども、なかなか難しい問題がいっぱい関係していると思いますね。

○教育長（海老澤 勤君） 先ほど問題になった休日の部活動を3年かけて学校の部活動の位置づけから外していく、そういう計画で市町村はやりなさいというところなんです。では平日はというと、平日もいずれは部活動の位置づけはなくすと、地域に返していくということも路線として示していますので、早いうちに利根町、利根中の部活動をどうするかというのは、みんなで考えていくしかないことだと思います。

ただ、中体連の全国大会は、そのまましばらくの間、私は残ると思います。部活動の位置づけで参加をする。例えば、スイミングクラブに通いながら、いい記録を持っている子たちは、全国大会に行くと、スイミングクラブではなくて、中学校の代表として出てきますよね。あれは、やはり部活動の位置づけが残っている。

その他いろいろな大会、冠の大会が各地にあるので、それはまた地域部活動の位置づけで参加をしていくということになるんだろうと思います。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） ちょっと確認をしたいのですが、地域に移行した場合は、この中学校単位での運動部や、文化部みたいな形になるのでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 丹課長。

○指導課長（丹 晴幸君） これは、中学校単位ではなくなっていくと思います。

○委員（佐藤忠信君） 地域なので、よその中学校からも入ってくるということですか。

○指導課長（丹 晴幸君） そのようなことも十分考えられる話だと思います。

○委員（佐藤忠信君） じゃあ、ほぼスポーツクラブ的な感じですね。

○委員（巻島 久君） 中学校単位で子どもの要求に応えられる部活動の経営が、今後子どもの数はどんどん減る、教員の数もどんどん減る、それで子どもの趣向は多種多競技に渡って。だから、中体連規模で全国大会や、中学校の部活で競技生活を送るというのには、もう限界があるところに来ているので、今後、スイミングスクールみたいに民間に全部移行できるものは移行していこうというふうになるんでしょうけれども、なかなか難しいですね。

公務員の意識がある学校だから、大会運営とかいろいろできますけれども、なかなか野球、水泳、特殊な競技以外は、難しいと思います。

行く行くは、地域に移行していくということですが、さっき教育長さんがおっしゃったように、土日だけ離れるというのは、ある程度ボランティアでやってくれるような人を期待しているんでしょうね。

○教育長（海老澤 勤君） ボランティアもあるでしょうし、ウェルネススポーツ大学では、利根中の現存する部活動と同じものがあるので、ウェルネススポーツ大学から学生を派遣してもらって、面倒見てもらうことも考えています。

○委員（巻島 久君） でも、本町の特徴の一つでもありますから、他の市町村ではできな

いようなやり方でウェルネススポーツ大学の学生を最大限利用するとか、施設を最大限利用するとか、そういう方向で利根町は流れていくんでしょうね。分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） 佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 今、地域スポーツに移行すると、せっかくこの検討委員会の方たちが、こういった方向で行きましょうと決めたとしても、あっちのほうが強いからといって、みんな強い方に行ってしまうようなことが起こらないのかなというのが、ちょっと心配です。

ただ、今教育長が言ったように、ウェルネス大学の学生を使われるということであれば、あそこなら良いんじゃないかといって集まってくるかもしれませんね。だから、この委員会の方たちの検討が、どのように反映されるかどうかが楽しみです。

○教育長（海老澤 勤君） 補足になるんですけども。今年度は、教育委員会の指導下で庶務を行う事務局として動いていますけれども、来年、再来年、いずれは地域へ返す形になるわけです。ここが事務局を持っているということは、公教育の位置づけになっているわけで趣旨から反すると思いますが、そのつなぎのところで、今年度は教育委員会に事務局を置きますということは委員の方々には言っているのです。じゃあ事務局どこへ行くのかということが、またこれからの課題になってくると思います。

○委員（巻島 久君） そこが一番難しいところだと思いますよね。

○委員（佐藤忠信君） 法律でこの人たちは出せないですというふうに説明ができるということであれば、問題ないと思います。

○指導課長（丹 晴幸君） 委嘱と任命で。

○委員（佐藤忠信君） そういう理由があれば、言われたときに答えればいいわけなので。一応規則があるのであれば、明確にしたほうがいいんじゃないかと思ったので。

○委員（石井 豊君） 規則の中で言うと、全員に支払うように見えてしまうということですね。ただ、別の法律で縛ってあるからということで、委嘱と任命で分けているということであれば、それはそれで説明できるから、いいんじゃないのかなと思います。

○指導課長（丹晴幸君） ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第 34 号 利根町運動部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 35 号 利根町自然副読本編集委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○指導課長（丹 晴幸君） 議案第 35 号 利根町自然副読本編集委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。



提案理由でございますが、利根町自然副読本を発刊するに当たり、編集委員会を設置したので提案するものです。

1枚おめくりください。

第1条の趣旨ですが、自然副読本編集委員会の設置、組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとしております。

第2条は編集委員会の設置、第3条は所掌事務、第4条は委員の人数及び委嘱・任命等について、第5条は任期、第6条は委員長・副委員長を置く旨とその役割、第7条は会議の招集、採決、開催方法について定めております。

次のページをお開きください。

第8条は関係者の出席を求めることについて定めており、第9条は庶務が指導課であること、第10条はその他として要綱に定めるもののほか、必要な事項を委員長が別に定めることができる旨を定めております。

附則として、この告示は公表の日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

長岡委員。

○委員（長岡純子君） 自然副読本を編集するというに当たっては、どういう目的でやろうとしたのでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 丹課長。

○指導課長（丹 晴幸君） イメージしやすい言い方で言いますと、社会科の場合には地域の副読本というのが今までもあったかと思いますが、これの理科版というイメージです。ただし、理科の授業だけではなくて、総合的な学習の中で地域について学ぶこともありますので、そういった学習の中で、自分の町にある自然に関するものというのが資料化されていると、学習がより効果的に実施されるのかなというところから、こちらの作成を進めるものとしています。

○委員（長岡純子君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） 佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 具体的なスケジュールはもう決まっていますか。

○指導課長（丹 晴幸君） はい。この後、7月22日に第1回目を行いますので、その中で原案を提示させていただきながら、それぞれの委員の方々に調査に入ってもらう形になっています。

他市町村で作成されたものがありますので、それを参考にさせていただきながら進めていきたいと思っております。

○委員（佐藤忠信君） うちの庭にも鳥が来たりして、何の鳥だろうとか。利根にもいろいろなそういう自然が、草とか、雑草でもこんなきれいな花が咲くんだとか、そういうのもす

ごい楽しみだなと思います。

以上です。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょう。

巻島委員。

○委員（巻島 久君） さっき指導課長さんから、社会科副読本の理科版という話が出ましたけれども、この副読本は写真や図や説明が中心になるかと思います。

場合によっては、紙媒体にこだわらないで、電子媒体として CD や動画に残しておく、今後、例えば利根町ではホテルが観察できる場所はありませんが、他の市町村でホテルの観察ができる場所がありますなんていって、動画の共有ができると、子どもは感動すると思います。

○教育長（海老澤 勤君） 丹課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 巻島委員に頂いたご意見なんですけれども、本当にそうだなというふうに感じておりますので、編集委員に進めるに当たって、可能な限り、できる部分に関しては実施していきたいと思います。

最初は、紙媒体で作成したものを単純に PDF にするだけでも、タブレットに落とし込めば、子どもたちが手元で見ることができるようなのはすぐにできるかと思いますので、子どもたちが実際に観察に行くときには、今タブレットを持っていくというのがかなり一般的になっていて、自分で動画を撮ったり、写真を撮ったりということを行うことができます。その中に落とせるようなものは、併せて考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第 35 号 利根町自然副読本編集委員会設置要綱の制定についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 36 号 利根町自然副読本編集委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第 36 号 利根町自然副読本編集委員会委員の委嘱についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 3 その他。

その他、何かございますでしょうか。

今日、議案の中で中学校の部活動の地域移行、委員さんからたくさんの質問が出たので、次回の教育委員会、その他で、今の利根町が考えていることの概略をもう1人の指導主事の佐藤が中心で進めていますので、概略についてご報告をさせていただく時間を取りたいと思うんですけども。どうですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ぜひ取らせていただきます。

---

○教育長（海老澤 勤君） 長時間、休憩も取らずにありがとうございました。以上をもちまして、令和4年6月の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時52分閉会